

基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・
基礎医学委員会合同 遺伝資源分科会の設置について

分科会等名：基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・
基礎医学委員会合同 遺伝資源分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員会 に○印を付ける。)	○基礎生物学委員会 応用生物学委員会 農学基礎委員会 基礎医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	遺伝資源とは研究開発の材料として用いられる動物・植物・微生物の生物系統、集団、個体、組織、細胞、遺伝子DNA、さらにはそれらから生み出される情報を含めた総称である。生物学にとどまらず、医学、農学、工学、薬学など基礎から応用まで広く生命科学の基盤をなすものである。 最近ではゲノム科学の発展を受けヒト由来試料や野生由来生物などが極めて重要になるなど、遺伝資源の対象も広がっている。 研究推進のためにはこれら遺伝資源の整備が必須であるが、その整備には時間がかかることから、わが国ではともすれば後回しにされがちであり、結果的にオリジナルな研究創出の芽がつまれているともいえる。 そこで、関係の事業活動や学協会と連携して遺伝資源の整備活用方策について審議・提言を行うことを目的とする。
4	審議事項	「遺伝資源の整備活用方策の審議に関すること。」
5	設置期間	常設
6	備考	